

ローン契約にかかるご確認事項

- ・ 利息は各返済日に後払いするものとし、毎回の元利金返済額は均等とします。
- ・ 毎月返済の部分の利息および半年ごと増額返済の部分の利息の計算方法は金融機関の定めによります。
- ・ 借入日から第1回返済日までの期間中に1ヵ月未満の端数日数がある場合、その端数日数についての計算方法は金融機関の定めによります。
- ・ 第1回返済額または最終回返済額は利息計算の端数処理のため、毎回の返済額とは異なる場合があります。
- ・ 半年ごと増額返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えて返済するものとしします。
- ・ 元利金の返済は、借主名義の上記の預金口座からの自動支払いの方法によります。ただし、規定第3条によって繰り上げ返済する場合および第4条によってこの債務全額を返済しなければならない場合は除きます。

[損害金]

- ・ 元利金の返済が遅れたときは、遅延している元金に対し、年18.250%（1年を365日とした日割り計算）の損害金を支払うものとしします。

[諸費用の支払方法]

- ・ 本ローン借入にかかわる公正証書作成費用等の諸費用については、借入金額から差し引くかあるいは上記返済用預金口座から、規定第2条に準じ自動支払いの方法により支払うものとしします。

(2024.10)